令和６年度　県職員の勤務条件に係る交渉概要

１　交渉団体
岡山県職員共闘会議
（岡山県職員労働組合、岡山県企業局労働組合、岡山県教職員組合）

２　交渉日
第１回　令和６年10月28日（月）
第２回　令和６年11月５日（火）
第３回　令和６年11月14日（木）

３　主な交渉項目及び交渉結果

(1) 県当局からの旅費の見直しに係る提示内容

提　示　内　容
職員の旅費について、国家公務員等の旅費制度に準じた見直しを行い、令和７年４月１日から適用することとしたい。 ≪主な提示内容≫ ・　鉄道賃については、特急(急行)料金及び座席指定料金を支給する際の距離要件を廃止する。 ・　宿泊費については、宿泊地の区分に応じた定額支給を廃止し、上限付き実費支給とする。なお、上限額については、国家公務員の取扱いに準拠する。 ・　旅行雑費を廃止する。 ・　転居費については、移転距離に応じた定額支給を廃止し、算定基準に基づく実費支給とする。なお、算定基準については、国家公務員の取扱いに準拠する。

(2) 岡山県職員共闘会議からの主な要求内容

項　　目	要　　求　　内　　容
給与	・　令和６年度の給与改定に当たっては、岡山県職員共闘会議との十分な交渉・協議、合意の上で行うこと。 ・　月例給については、公民較差を完全に埋める給与改善を図ること。 ・　再任用職員の処遇改善を図ること。 ・　高卒程度採用者の初任給基準を１級９号給に引き上げること。あわせて在職者調整を行うこと。 ≪社会と公務の変化に応じた給与制度の整備（給与制度のアップデート）に係るもの≫ ・　地域手当を全県に適用し、５級地（４％）の手当を支給すること。 ・　交通機関（有料道路含む）の利用要件を廃止・緩和するとともに、支給限度額を150,000円に引き上げること。 ・　扶養手当の見直しに当たっては、本県での支給実態を踏まえ、拙速な見直しを行わないこと。
休暇制度	・　家族休暇を対象者１人につき５日間とし、子の看護休暇の取得要件を緩和・拡大するとともに、会計年度任用職員等にも適用すること。
旅費	・　旅行雑費を廃止しないこと。

(3) 主な妥結内容

項　目	内　　容
給与	・　令和６年度の給与改定（月例給、期末・勤勉手当等）について、人事委員会勧告のとおり実施する。 ・　行政職給料表における初任給基準（高卒区分）の改定に係る在職者調整について、令和７年３月31日時点の号給が１級７号給から１級10号給までの職員の号給を２号給加算し、令和７年３月31日時点の号給が１級11号給から１級15号給までの職員の号給を１号給加算する。また、小学校・中学校教育職員給料表における初任給基準（短大卒区分）の改定に係る在職者調整について、令和７年３月31日時点の号給が２級５号給から２級８号給までの職員の号給を２号給加算する。 ≪社会と公務の変化に応じた給与制度の整備（給与制度のアップデート）に係るもの≫ ・　通勤手当及び地域手当、扶養手当等の改定について、人事委員会勧告のとおり実施する。 ・　有料道路の利用料金に係る通勤手当の認定基準について、令和７年度から、「有料道路を利用した場合に、片道20分以上の時間短縮効果があること」及び「有料道路を利用しないとした場合の通勤距離の40%までの距離延長であること」の要件を廃止する。
休暇制度	・　家族休暇の対象に、感染症による学級閉鎖及び気象警報、事件その他急迫の事情により臨時休校となった場合を加え、令和７年１月１日から適用する。 ・　会計年度任用職員については、令和７年４月施行の育児・介護休業法の改正により、子の看護休暇の対象となる子の範囲や取得要件等が拡大されること等を踏まえ、同内容の拡大を行う。
旅費	・　宿泊を伴わない旅行において通信連絡費が必要となった場合には、１日当たり200円の旅行雑費を支給する。

(4) 要求に係る主な論点

県共闘会議の要求・主張の内容	県当局の回答・説明の内容
・　高卒程度採用者の初任給基準改定に伴う在職者調整については、幅広い年代の職員を対象としてほしい。	・　初任給基準の改定に伴う在職者調整については、令和６年度及び令和５年度の高卒直採用の職員等を対象に、１～２号給の加算を行うこととする。
・　人事委員会の報告において、通勤手当に係る有料道路利用料金の認定基準の見直しについて触れられており、基準の緩和・廃止をすべきである。	・　人事委員会の報告を踏まえ、有料道路利用料金の認定基準における時間短縮要件及び迂回要件を廃止する。
・　宿泊を伴わない出張においても、職場への業務報告等で通信連絡費が必要となる場合があるため、旅行雑費は廃止すべきではない。	・　宿泊を伴わない旅行において、通信連絡費が必要となった場合には、旅行雑費を支給する。
・　家族休暇の対象に感染症による学級閉鎖を追加することについて、感染症が流行する時期を踏まえて、令和７年１月１日から適用してほしい。また、気象警報等による臨時休校についても家族休暇の対象としてほしい。	・　家族休暇の対象に気象警報等による臨時休校を追加し、感染症による学級閉鎖を追加することと合わせて、令和７年１月１日から適用する。